

中東知的財産ニュースレター Vol. 5 (2016年3月)

<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE 連邦裁判所内に知的財産部を設置</p> <p>UAE 連邦通信社 WAM は、UAE 司法省が知的財産権に関する裁判のため知的財産部を設置する予定であることを明らかにしました。</p> <p>この発表は、最高 AED 20,000 (およそ 5,500 米ドル) までの小規模な民事訴訟、および、知財訴訟を専門に扱う部門を UAE 連邦裁判所の管轄下に設置するという 2016 年第 137 号省令に関するものです。</p> <p>この目的は、訴訟手続きの時間短縮を図ることにあります。また報道によると、裁判官および関係事務官のために、小規模な訴訟および知財訴訟の扱い方に関するトレーニングプログラムが設けられるとのこと。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント： 2 月中旬に司法省関係者にヒアリングしたところ、アブダビとシャルジャの連邦裁判所には知的財産部を設立済みであり、今後、他の首長国にある連邦裁判所にも設立する予定であるとのこと。ただし、首長国独自の裁判制度を有し、連邦裁判所がないドバイとラスアルハイマは含みません。</i></p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE 経済省は意匠出願のバックログを一掃</p> <p>2016 年 2 月 8 日、経済省は、2011 年から 2013 年の間に受領した意匠出願のバックログを一掃する運びであることを回報にて告知しました。</p> <p>この回報には、意匠登録を取得するために出願者および現地の代理人が次に行うべき手続きについて、概要がまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人が個人の場合、回報の日付から 60 日以内に AED 400 (およそ 13,300 円/110 米ドル) の公告料を支払わなければなりません。期限内に支払が行われない場合、出願は取り消されます。 ・ 出願人が法人の場合、回報の日付から 60 日以内に AED800 (およそ 24,600 円/220 米ドル) の公告料を支払わなければなりません。期限内に支払が行われない場合、出願は取り消されます。 ・ 回報の日付から 60 日以内に、英語およびアラビア語による意匠の詳細、図面、画像のハードコピーとそれらを CD-ROM に保存したソフトコピーを提出しなければなりません。期限内に提出が行われな

	<p>い場合、出願は取り消されます。</p> <p>上記 60 日の期限は、2016 年 4 月 7 日です。2011 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日の間に UAE に意匠出願した出願人は、その出願が取り消されないように、現地弁護士の協力のもと、期日に間に合うように早急に上記手続きを行う必要があります。</p>
アラブ首長国連邦 (UAE)	<p>中東知的財産研究会 (中東 IPG) が発足</p> <p>2016 年 2 月 24 日、中東知的財産研究会 (中東 IPG) が発足しました。中東 IPG は、日本企業間のネットワークの強化、模倣品対策など知財保護活動の促進を目指すグループです。その目的は、中東諸国の政府機関との連携および協力の向上と、メンバー間での活発な情報交換にあります。発足式には、中東で活躍する日系企業、ドバイの政府、在ドバイ総領事館、UAE の知財セクター・団体などから主な関係者らが参加しました。Clyde & Co より、Rob Deans (パートナー)、Takamasa Makita (リーガル・ディレクター) と Nicole Giblin (アソシエイト) が発足式に参加しました。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 世界税関機構によると、中国などから出荷された模倣品の仕向地は米国に次いでサウジアラビアが第 2 位であり、また、出荷国としては UAE が第 5 位です。このように中東は模倣品に関して中継地や消費地として位置づけられており、当地における知的財産保護の重要性はますます増加しています。こうした背景のもと、模倣品対策に取り組むプラットフォームとなる中東 IPG が発足しました。中東 IPG には、知的財産保護に取り組む在ドバイの日系企業 19 社がメンバーとして参加しました。ジェトロは中東 IPG の事務局を務めます。</p>
アラブ首長国連邦 (UAE)	<p>UAE、シンガポール政府および投資企業との経済関係強化</p> <p>UAE 経済省は、シンガポールの一流投資企業の主要経営陣と会議を設けました。この会議では、UAE とシンガポール間の経済関係向上の重要性が強調されました。参加者は、UAE とシンガポールの民間セクター間の連携や協力の見込みについて意見を交わし、相互投資の構造を簡素化する方法について議論しました。</p>
アラブ首長国連邦 (UAE)	<p>UAE 経済開発局の 派遣団、シンガポールの知的財産庁を訪問</p> <p>UAE 経済開発局 (DED) 商業コンプライアンスおよび消費者保護セクタ</p>

	<p>ー（CCCP）の派遣団は、先日、シンガポールの知的財産庁を訪問しました。この訪問は、シンガポールの知財保護における経験からベストプラクティスを学ぶことにありました。</p> <p>また、この訪問は、ドバイの競争力と世界での評判の向上を目指す革新的なソリューションを打ち出すための経済開発局の戦略の一環です。</p>
<p>エジプト</p>	<p>供給省による模倣品対策バーコードシステムの導入</p> <p>新たなバーコードシステムが、エジプトの供給省および軍需省により導入されました。消費者は、食品や医薬品のバーコードをスキャンし、携帯電話から SMS を送ることで、即座にその商品が正規品であるかどうか確認することができるようになります。さらに消費者は、それが模倣品の場合、当局へ SMS で報告することも可能になります。</p> <p>現時点では、ブランドオーナーは、このサービスに採用するか否か、選択することができますが、最終的には、必須となるものと思われま</p>
<p>カタール</p>	<p>カタールでの特許出願手続きの改正</p> <p>2016 年 1 月 28 日、経済商業省は、カタールにおける特許出願手続きを改正しました。</p> <p>主な変更点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人には、特許出願の正式な受領通知が送られることになり、翌月に出版される知財ジャーナルに出願の告知を掲載するために公告料の支払が必要となります。 ・ 2 か月間の異議申し立て期間中に異議の申立てがなかった場合、出願人は、登録料とともに特許のコピーを提出しなければなりません。登録料を支払わない限り、特許権は付与されません。 ・ 特許証の交付に遅延が生じないように、公告料および登録料を期日までに支払う必要があります。
<p>クウェート</p>	<p>GCC 商標法クウェートで施行</p> <p>今般、GCC 商標法の施行規則が制定され、GCC メンバー国の一つであるクウェートにおいて GCC 商標法が発効しました。クウェートは、GCC 商標法施行規則を採択する省令（2015 年第 500 号）を 12 月 27 日に公表し、翌日に、GCC 六カ国の中で初めて、GCC 商標法を施行しました。</p>

	<p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> GCC 商標法施行規則は、GCC 貿易協力委員会での承認から 6 ヶ月以内に、GCC 各国が採択しなければなりません。したがって、クウェート以外の 5 カ国においても、数ヶ月のうちに上記施行規則が採択され、GCC 商標法が施行される見込みです。GCC 商標法の施行により、審査期間が 90 日以内に短縮される一方で、手数料は値上がりする見通しです。</p>
<p>バーレーン</p>	<p>バーレーンの審査手数料等の値上げ</p> <p>バーレーン商標局は、近々、審査手数料の値上げを予定していることを発表しました。しかし、値上げの詳細については明らかにされておらず、クウェートや UAE などと同様に大幅な値上げになるかどうかも現時点では分かりません。</p>
<p>リビア</p>	<p>リビア商標局のストライキ</p> <p>Clyde & Co の現地事務所によると、現在、リビアの商標局では職員がストライキ中であるとのこと。情報によると、(商標局が属する) 経済省の職員らは政治上の理由でストを続けており、新統一政府の樹立が発表され、発足されるまでストを中断するつもりはないとのこと。新政府の樹立までには、何週間もかかる可能性があります。そのため、現在、商標局は、新たな商標出願をはじめ、いかなる申請も受け付けていません。</p> <p>引き続き現地事務所を介し、リビアの状況をモニターし、進展があり次第、皆様に情報を提供します。</p>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 5 (2016年3月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。